

令和3年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	対応 ※一部対応含む
磯子	1	認知症の行方不明者捜索時における防災スピーカーの活用	1 認知症高齢者(行方不明者)の早期発見のため、希望者については行政防災無線(防災スピーカー)を使って行方不明時の特徴等を放送し、区民に捜索を依頼する仕組みの構築 2 本市では防災スピーカーの設置を開始しましたが、現在は地域の連絡情報に使用できないため、この運用ルールの見直し	健康福祉局	○
				総務局	
磯子	2	国際交流ラウンジの整備	国際交流ラウンジの新設	国際局	—
磯子	3	広報よこはまの配布方法の検討	1 配布団体から配布できないと申し出があった場合に、すぐに配布の切替えができるよう、シルバー人材センターや他の民間事業者による配布ができるよう策を講ずる 2 現在他区で行っている、一部コンビニや郵便局等での配架方法の拡大	市民局	○
磯子	4	管理不全空家等の対策	1 管理不全空家等に対する2回目以降の現地調査の頻度や調査結果を踏まえた対応方法等に関する統一的なルール策定 2 建築局の一括委託契約による現地調査の実施及び調査結果の各区への提供	建築局	○
磯子	5	八幡橋交差点のバリアフリー化	横浜国道事務所に対する、八幡橋交差点バリアフリーの事業化の要請	道路局	○
磯子	6	バリアフリー検討協議会区部会委員の負担軽減	1 横浜市バリアフリー検討協議会区部会委員の負担軽減のため、謝金を支出することとし、「付属機関・懇談会に関する手引き」に基づいた、道路局による具体的な謝金の額の算定 2 道路局による謝金の予算化、区配	道路局	○
磯子	7	地域の居場所づくり支援	1 地域の居場所づくり支援に関連する各局の補助制度等の情報共有 2 局制度間の隙間を埋め、より有効な居場所づくり支援の在り方についての検討会の開催	市民局	○
磯子	8	女性福祉相談に関する相談体制の強化	1 女性福祉相談員の体制の見直し 2 女性福祉相談員の業務の見直し 3 女性福祉相談員不在時の対応マニュアルの作成、研修の実施など 4 出張に伴う統合事務費の追加配付	こども青少年局	○

### 令和3年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	健康福祉局、総務局	磯子区		高齢・障害支援課	
		担当者名	芦澤	TEL	750-2417
		共通区	3区(旭区・戸塚区・栄区)		
		継続年数	新規		
提案種別					
制度関連					
番号	項目				
1	認知症の行方不明者捜索時における防災スピーカーの活用				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>認知症の高齢者の増加とともに、行方不明になる者も増加が見込まれます。現在でも概ね2年に1人、行方不明者の死亡発見が生じています。当区では「磯子区認知症高齢者等あんしんネットワーク」による捜索、横浜市認知症高齢者等見守りシールの配布等を行っていますが、これに加えて、早期発見のためのチャンネルを増やすことが大切と考えます。令和元年度から整備されている行政防災無線(本市は防災スピーカー)等、既存の資源を有効活用し、地域全体で認知症高齢者を見守る仕組みを強化する必要があります。</p> <p>①磯子区認知症高齢者等あんしんネットワーク(認知症高齢者等SOSネットワーク)登録者数は年々増加。(年度未登録者数 H28:88人、H29:106人、H30:105人、R元:124人)</p> <p>③磯子区内の行方不明者数は、R元:8人(うち1名死亡発見)、H30:8人(全員存命発見)</p> <p>②県内では相模原市、鎌倉市、大和市、藤沢市等多くの自治体が行政防災無線を活用して認知症行方不明者の捜索を行っている。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他( )					
◇区民からの具体的な要望					
<p>行方不明になった方の家族から、放送などを使って探す手段を構築してほしいと要望を受けることが何度もありました。具体的には、過去に居住していた自治体では行政防災無線を使って行方不明者を捜索していますが、なぜ横浜市にはその仕組みがないのかと聞かれた事例がありました。</p>					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。					
<p>区内の郵便局や銀行、一般の店舗等に、「磯子区認知症高齢者等あんしんネットワーク」のリーフレットを配布し、行方不明になっている認知症高齢者と思われる方を見かけたら声掛けなどを増やす取組を行っています。行方不明者発生時には、バス営業所及びタクシー会社の協力を得て、行方不明者の情報を発信し、発見協力依頼をしています。</p>					
◇提案内容・概算額等					
<p>認知症高齢者(行方不明者)の早期発見のため、希望者については行政防災無線(防災スピーカー)を使って行方不明時の特徴等を放送し、区民に捜索を依頼する仕組みの構築。本市では防災スピーカーの設置を開始しましたが、現在は地域の連絡情報に使用できないため、この運用ルールの見直し。その他、メールやツイッター等のSNSを活用した行方不明者早期発見の取組も同時に広げていき、行方不明者を早期に発見するためのチャンネルを増やす取組を提案します。</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
<p>現行の体制で対応</p>					
◇所管局					
所管局課	健康福祉局高齢在宅支援課、総務局緊急対策課				

#### ◆局回答内容

健康福祉局	健康福祉局		高齢在宅支援課	
	担当者名	京増	TEL	671-4129

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>認知症の行方不明者捜索時に防災スピーカーの活用をすることで、現状の取組である「SOSネットワーク」「見守りシール」に加え発見のチャンネルを増やすことになり、認知症行方不明者を発見する可能性が高まります。そのため、防災スピーカー活用時の仕組みの検討を進めていきます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

総務局	総務局		緊急対策課	
	担当者名	有賀、齊藤	TEL	671-3458

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>現在、市内に設置した防災スピーカーの自動放送は、危機管理室からのみ放送を行う事ができる仕様となっておりますが、令和2年度の防災行政用無線更新工事においてシステムの改修作業を行い、各区役所からも自区のスピーカーで自動放送を行う事ができるようにする予定です。</p> <p>令和3年4月の運用開始に向けて、危機管理室で運用ルール案を年内に作成し、各区にお示ししたうえで調整を行いたいと考えております。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和3年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

Header information table including 磯子区, 地域振興課, 担当者名 中鉢, TEL 750-2395, 国際局, 継続年数 新規

提案種別: 予算関連

番号: 2 項目: 国際交流ラウンジの整備

◇地域の課題、基礎データ等

1 現在の磯子区国際交流コーナーは平成19年度に設立され、相談、通訳、翻訳など、区庁舎2階の約10㎡を活用してボランティアが運営しています。
2 コーナーでの相談件数は3年間で約1.75倍に増加し、磯子区の外国人人口も5年間で約1.35倍に増加しています。
【基礎データ】
①国際交流コーナー開設時間：月～金 9時30分～13時00分
② 施設情報：磯子区総合庁舎2階、約10㎡
③ 相談実績：339件(R元)、276件(H30)、193件(H29)
④磯子区外国人人口：5,126人(R2)、4,843人(R元)、4,436人(H30)、4,058人(H29)、3,804人(H28)
⑤ 比率：3.05%(R2)、2.88%(R元)、2.64%(H30)、2.41%(H29)、2.26%(H28)
⑥横浜市外国人比率：2.79%(R2)、2.68%(R元)、2.51%(H30)、2.38%(H29)、2.25%(H28)
※出典：登録人口（各年5月31日現在）

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
8 その他

◇区民からの具体的な要望

・令和元年度外国人意識調査結果……【地域活動】地域活動への参加意向を示した人74.1%
……【困りごと】日本語の不自由さと答えた人が最も多く29.8%
・国際交流コーナーにおける相談事例……【地域活動】「英語を教えたい」「ボランティアに参加したい」等
……【困りごと】「子どもへの日本語教育について知りたい」「手当等通知の読み方と届出方法を知りたい」等
・区内小中学校からも外国籍児童の増加に伴う国際交流ラウンジの設置要望あり

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

・平成19年4月に磯子区が公募を行い、国際交流コーナー運営委員会が組織されました。平成19年度～21年度においては当該団体との業務委託による運営、平成22年度からは「横浜市磯子区国際交流推進事業の実施に関する覚書」を毎年締結してコーナーを運営し、各種相談事務やイベント実施等事務を行ってきました。
・今年度の区の多文化共生推進事業については当該コーナーの運営のほかにも、①外国人区民に対する窓口サービス向上事業：全ての窓口へ音声翻訳機の導入、②外国人区民に対する子育て支援事業：タブレットを活用したテレビ電話による通訳システムの運用、を計画しており区全体で外国人の住みやすい環境づくりを目指しています。

◇提案内容・概算額等

「国際交流コーナー」から「国際交流ラウンジ」への展開を図ります。新たな国際交流ラウンジが、これまでの機能（外国人市民に対する情報提供・相談機能、情報の収集整理機能）に加えて以下の役割を果たすことを提案します。
・人材育成機能
・外国人市民との交流機能
・その他（日本語教室の開催、外国人支援団体・区役所・行政機関・教育機関等とのネットワーク構築等）
○令和3年度予算【概算額】 円
(内訳)
委託料 円
手数料(敷金・礼金等) 円
使用料及び借賃料 円
初度調弁費・その他備品費 円
○スケジュール
・関係団体ヒアリング、物件調査 (令和2年10～12月)
・公募要項作成 (令和3年1～3月)
・運営団体公募 ( 4～6月)
・運営団体決定、物件契約 ( 7月)
・ラウンジ整備・運営準備 ( 8～9月)
・ラウンジ運営スタート ( 10月)

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課: 国際局政策総務課

◆局回答内容

国際局 政策総務課
担当者名 松本・本田 TEL 671-3826

Response table with columns: 対応の有無, 対応しない, 対応する場合, 対応しない場合. Includes content like '国際局としては、中長期的にも、磯子区に国際交流ラウンジを設置する優先度・必要性は他の未整備区に比して高位にあると考えている。'



### 令和3年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	建築局
------	-----

磯子区		区政推進課	
担当者名	石浦	TEL	750-2332
共通区	12区(鶴見区、中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
4	管理不全空家等の対策
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>適切な管理等が行われていない空家は、防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、全国的な課題となっています。横浜市でも、今後、空家が増加することが想定され、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立したことを踏まえて、適切な対応を進めていく必要があります。</p> <p>管理不全な状態にある空家等に対する「初期指導」は、区が主体となって進めることとなっていますが、年間の相談件数に比べ、改善件数は少なく、指導対象となる空家等の累積件数は年々増加しています。1軒の空家に対して第1回目の指導は行っても、その後の定期的な現地確認や指導などは人員や予算の面で非常に難しい状況で、各区での対応は統一されていません。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他( )	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> <li>空家が安全上および防災上、町内会として心配です。対応してください。</li> <li>空家対策について、放火やゴミの放置が危惧されていますが、対策はないのでしょうか。</li> <li>所有者と連絡がつかない空き家は自治会としても対応できません。放火や防犯の問題が発生する恐れがありますが、そのような空家について、行政として対応してほしいです。</li> </ul>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<p>磯子区運営方針：重点的に取り組む主要事業「安全・安心なまち」⑨管理不全空家等の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例年、空家等に関する陳情や相談に対応して、現地調査を実施し、調査結果に応じ、所有者に対し、適正な管理を求める文書を送付するなどしています。</li> <li>令和2年度は、平成27年度から累積した改善の確認ができていない空家全てについて、委託により現地調査を実施し、調査結果に応じ、再度、適正な管理を求める文書を送付するなどの指導を行っています。</li> </ul>	
◇提案内容・概算額等	
<p>①空家対策を開始した平成27年度からこれまでに累積した管理不全空家等に対する2回目以降の現地調査の頻度や調査結果を踏まえた対応方法について、各区の独自判断ではない統一したルールを建築局で定めてください。</p> <p>②2回目以降の現地調査(経過観察)は、各区がそれぞれ委託契約を行うのではなく、スケールメリットも考慮し、建築局が一括で委託契約(調査費は建築局が負担)を行い、調査結果を各区に共有してください。</p> <p>建築局 現地調査委託費 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 円 (@ <span style="background-color: black; color: black;">      </span> 円×1,200件<sup>※</sup>) ※現地調査が必要な管理不全空家件数(各区の合計)</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	建築局建築指導課

#### ◆局回答内容

建築局		建築指導課	
担当者名	大橋	TEL	671-4539

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>①2回目以降の現場調査の要否や指導方針などについて、関係区局によるワーキンググループを設置し、区のこれまでの対応実績を踏まえて、市の統一したルール作りを進めます。</p> <p>②R3年度は、条例制定により、「全体的な老朽化」に加えて「局所的な老朽化」についても新たな特定空家等認定基準を策定する見込みであることから、区の案件(過年度に初期指導を行った空家等)も含めて、建築局が一括で現場調査委託を行います。また、R4年度以降の経過観察については、区局連携による事業として、①のワーキンググループにて、指導方針を含め検討します。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

### 令和3年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局	磯子区		区政推進課	
		担当者名	安藤、石浦	TEL	750-2332
		共通区			

継続年数	新規
------	----

提案種別	
制度関連	
番号	項目
5	八幡橋交差点のバリアフリー化
◇地域の課題、基礎データ等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡橋交差点は、国道16号と市道の山下本牧磯子線、磯子第178号が交差しています。</li> <li>・歩行者が国道16号を横断するには、横断歩道がないため歩道橋を利用することとなりますが、エレベーターやスロープが設置されていません。</li> <li>・歩道橋を利用できない歩行者は、約300mの距離にある磯子警察署前交差点の横断歩道まで迂回しなければなりません。</li> <li>・策定作業中である磯子区バリアフリー基本構想において、八幡橋交差点のバリアフリー化について対応方針を示さなければならぬ状況となっています。</li> </ul>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他( )	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・滝頭地区連合町内会長から市長あてに「国道16号線八幡橋交差点のバリアフリー化について」(H16.8.19) 要望書提出。</li> <li>・滝頭・磯子まちづくり協議会長、中浜町内会長、滝頭岡町町内会長から国土交通省横浜国道事務所長あてに「八幡橋交差点の横断歩道設置について」(H28.12.26) 要望書提出。</li> </ul>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「磯子区まちづくり方針」(都市計画マスタープラン磯子区プラン)の都市交通の方針において、誰でも安全で快適に移動できる交通環境を整えることを目標に掲げ、国道16号八幡橋交差点について、引き続き交差点改良に向けた協議を進めると位置付けています。</li> <li>・市長名による要望書「国道16号八幡橋横断歩道橋のバリアフリー化について」(H16.9.29)を国土交通省横浜国道事務所長あて提出。</li> <li>・磯子区バリアフリー基本構想策定作業において、八幡橋交差点のバリアフリー化も検討対象とするよう、国道事務所、警察と調整を実施。</li> <li>・令和元年、磯子区バリアフリー基本構想策定作業に着手。(令和3年度基本構想策定予定)</li> </ul>	
◇提案内容・概算額等	
横浜国道事務所に対して、八幡橋交差点バリアフリーの事業化の要請をしてください。	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	道路局事業推進課、企画課

#### ◆局回答内容

道路局		事業推進課・企画課	
担当者名	坂入、酒井(事推) 松丸、石井(企画)	TEL	671-3533(事) 671-4086(企)

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 国への要望活動等の機会をとらえ、八幡橋交差点のバリアフリー化についても要望していきます。(事業推進課) 磯子区バリアフリー基本構想の事務局として、横浜国道事務所にバリアフリーの事業化の要請を区政推進課と働きかけていきます。(企画課)
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題







### 令和3年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管 局名	こども青少年局	磯子区		こども家庭支援課	
		担当者名	佐藤	TEL	750-2448
		共通区			

継続年数	4年
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項目
8	女性福祉相談に関する相談体制の強化
◇地域の課題、基礎データ等	
○女性福祉相談員の配置状況及び相談支援状況	
<p>女性福祉相談員の業務は、多岐にわたり、専門性も高い業務です。入所は長期間、経済、医療、就学、法律問題と複雑な調整を、相談者に同行して実施することになり、専門性が求められます。さらに、入所場所は安全の観点から遠方となることが多く、保護件数の増加は女性相談員の不在時間の増加につながります。</p> <p>相談員不在時には、係長、社会福祉職もしくは会計年度任用職員が対応していますが、専門的な知識や経験に基づいた助言を行うことは困難で、相談日や相談内容について、相談者の希望に添えない状況となっています。</p> <p>また、住民基本台帳事務における支援措置を行なうために対象者が女性相談に来所した時に、女性相談員が不在で、相談内容が複雑で判断が難しい場合には、再度来所を促すことがあります。</p> <p>さらに、入所中の相談者に急な対応が必要になった際、相談員の希望に添えない状況となっており、会計年度任用職員は出張ができないため、係長や社会福祉職が対応にあたり、急な対応に多くの時間が必要となっています。</p> <p>相談者の希望に添い適切に対応するために女性相談員の体制強化が必要です。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ( )	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫（パートナー）の不在時を見計らい相談に来たので、今相談に乗ってほしい。</li> <li>・事前に予約の電話をしても、予約が埋まっているので早く相談出来るようにしてほしい。</li> <li>・離婚に伴う財産分与や手続きの目途をつけたいので区役所で具体的な相談をしたい。</li> <li>・精神面で不安があるので相談したいが、医療機関には行きたくないので区役所で相談したい。</li> </ul>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<input type="checkbox"/> フルタイムの会計年度任用職員配置（こども青少年局予算） <input type="checkbox"/> 女性福祉相談員不在時はこども家庭支援課係長が対応 <input type="checkbox"/> 令和元年度個性ある区づくり推進費による事業「親子のための法律相談」で弁護士相談を年6回実施（相談件数12件）	
◇提案内容・概算額等	
①女性福祉相談員の体制の見直し ②女性福祉相談員の業務の見直し ③女性福祉相談員不在時の対応のマニュアルの作成、研修の実施など ④出張に伴う統合せ務費の追加配付 旅費：240千円（@20千円×12か月）	
◇参考：区執行体制上の課題	
区の執行体制の調整を要す	
◇所管局	
所管局課	こども青少年局こども家庭課

#### ◆局回答内容

こども青少年局		こども家庭課	
担当者名	三浦	TEL	671-4288

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 相談件数の増加や相談が複雑・多様化している状況を踏まえ、女性福祉に関する相談体制等について検討します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題